

群馬県立女子大学国際コミュニケーション学部教務委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬県立女子大学国際コミュニケーション学部教務委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 国際コミュニケーション学部長
- (2) 課程長
- (3) 前2号に該当する者を除く教員 3人

2 委員会は、審議の必要により、関連のある専任教員の中から臨時委員を置くことができる。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 第2条第1項第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の定足数)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席により開催する。

(審議事項)

第6条 委員会は、国際コミュニケーション学部の教育課程、科目履修、試験、再入学、転入学、編入学、その他教務に関し必要な事項について審議する。

(委員以外の出席)

第7条 委員会は、会議の運営上必要と認めるときは、関係教職員の出席を求めることができる。

(事務)

第8条 教務委員会の事務は、教務係で処理する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、委員会に諮り、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。